◎新潟県告示第1468号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第１項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年12月18日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
上越老人福祉協会 ケアプランいなほ園	上越市大字上真砂219番地	いなほ園居宅介護支援事業所	上越老人福祉協会 ケアプランいなほ園	H24.10.1